

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成24年6月20日（諮問第102号）

答申日：平成25年2月4日（答申第64号）

事件名：店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書の不存在による非公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「a店舗」に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書（以下「本件対象文書」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成24年3月7日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し次の行政文書について公開請求を行った。

照会対象 a 店舗

所在地 ●●●●●●●●●●●●●●●●

営業法人 A社

上記照会対象について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項に規定する店舗型性風俗特殊営業の開始届出行為の有無及び開始届出書の受理、不受理。有るとすれば当該届出書の写し。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年3月13日、条例第10条第1項の規定に基づき、不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成24年5月17日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書及び審査請求人の意見陳述によると、概ね次のとおりである。

(1) 行政文書公開請求の趣旨について

行政文書公開請求書において、照会対象を「a店舗」と記載したが、「a店舗」という店舗に係る営業開始届出書ではなく、当該店舗の運営法人に係る営業開始届出書を公開請求したつもりだった。

(2) 営業開始届出書の届出事実について

照会対象「a 店舗」の運営法人A社は、平成7年7月5日商号変更登記を行った。変更前の商号はB社で、「b 店舗」を運営していた。B社及び「b 店舗」の風俗関連営業営業開始届出書は、秋田県公安委員会あてに昭和60年2月4日に提出し、同年3月8日に●●●●●警察署（現●●●●●警察署）で受理されている。

その後、法第27条第2項に係る変更届出書を提出し、A社で営業をしていた。

また、平成18年の法改正に伴い、A社は、●●●●●警察署に届出を済ませており、行政手続上、届出義務は既に履行されている。「a 店舗」の法違反事件の1審判決でも、平成18年の届出行為があった事実は認定されている。

上記事実から、今回の公開請求に係る行政文書非公開決定通知書中、「内容説明」での「秋田県公安委員会への届出事実がないため、保有しておりません」という行政文書非公開理由は事実と反する。

第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を次のように説明している。

(1) 店舗型性風俗特殊営業について

店舗型性風俗特殊営業は、法第2条第6項第1号から第6号までに各営業が規定されている。

また、禁止地域については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年秋田県条例第42号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（昭和60年秋田県公安委員会規則第2号）により、それぞれの営業形態に応じて、県内全域あるいは

地域を定めて規定されている。

(2) 営業開始届出書の有無について

「a 店舗」という名称の店舗型性風俗特殊営業については、これまで秋田県公安委員会において、営業開始届出書を受理した事実はなく、店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書は存在しない。

平成23年10月、営業を禁止された地域において「浴場業（中略）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業」を行ったとして「a 店舗」という店舗が摘発されている。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成24年 6月20日 諮問の受付
- (2) 同 年 7月 5日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年 9月10日 審議
- (4) 同 年10月 4日 諮問庁が意見陳述
- (5) 同 年10月24日 審査請求人が意見陳述
- (6) 同 年12月20日 審議
- (7) 平成25年 1月24日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、法第27条第1項に規定する店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書であり、実施機関はこれを保有していないとして非公開としている。

2 本件対象文書の不存在について

審査請求人は、営業開始届出書又は営業の継続に係る届出書の提出行為

はあったため、「届出事実がない」という不存在の理由は事実と反する旨主張する。しかしながら、同時に審査請求人は、当該届出書を提出したものの●●●●警察署で受理されなかった事実を認めているところであり、さらに、当該届出書を提出した際の店舗名については明確ではない旨述べている。

したがって、「a 店舗」という名称の店舗に係る営業開始届出書を受理した事実はなく、保有していないとする諮問庁の主張に不自然な点は認められない。

なお、審査請求人は、特定店舗ではなく当該店舗の運営法人に係る営業開始届出書の公開を求めたものである旨主張するが、行政文書公開請求書において「a 店舗」を照会対象として明示しているところであり、実施機関が、当該請求により公開を求められているものは「a 店舗」という店舗に係る行政文書であると特定したことについて不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学副学長
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士